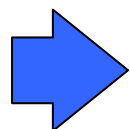


心神喪失者等医療観察法指定医療機関の整備等について

1. 指定入院医療機関の緊急的確保について

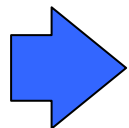
- 国関係では、13か所を指定済で、3か所において建設中、都道府県関係では、3か所を指定済で、8か所において建設・建設準備中。全国で720床程度の整備を目標とし、現在のところ437床(国関係382床、都道府県関係55床)を整備。
- 法が目的とする円滑な社会復帰を図るためには、法対象者が居住するそれぞれの都道府県において、指定入院医療機関を整備していくことは急務の課題であり、都道府県立精神科病院の必要な機能を考慮の上、病棟の一部を活用した病床や専門病棟の緊急的確保をお願いします。



[厚生労働省の取り組み] 平成21年度予算案において、①指定入院医療機関整備費の充実、②地域共生の促進(周辺環境整備)を図るなど重点的対策を実施

2. 地域社会における処遇の円滑な実施等について

- 指定通院医療機関については全国で324か所の医療機関を指定。
- 法対象者の円滑な社会復帰に資する地域処遇を図る観点から、都道府県におかれては、「地域社会における処遇のガイドライン」に基づく地域連携体制の基盤構築の充実を図るとともに、法対象者の円滑な通院環境に資するよう、更なる指定通院医療機関の確保をお願いします。
- 法対象者で、法に基づく医療が終了した者について、個別に居住地の都道府県と相談の上、都道府県立病院での医療の提供をお願いします場合があるので、都道府県立病院での受入れや、当該対応が困難な場合における受入れ先の確保を図っていただくようお願いする。



[厚生労働省の取り組み] 障害者自立支援対策臨時特例交付金による事業(医療観察法地域処遇体制強化事業)や障害福祉サービス報酬改定による対応など重点的対策を実施予定